

さいたま市男女共同参画のまちづくり条例施行規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

令和8年 9月15日

さいたま市長

清水 秀人

さいたま市規則第 8 9 号

さいたま市男女共同参画のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市男女共同参画のまちづくり条例施行規則（平成 1 5 年さいたま市規則第 1 7 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（調査しない申出）</p> <p>第 5 条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 4 7 年法律第 1 1 3 号）<u>第 2 3 条</u>の紛争の解決の援助の対象となる事項</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第 1 号（第 4 条関係）</p> <p>男女共同参画に関する施策の苦情申出書 [略]</p> <p><u>(宛先)</u> さいたま市男女共同参画苦情処理委員 [略]</p> <p>様式第 2 号（第 5 条関係）</p> <p>苦情申出に係る通知書 [略]</p> <p>さいたま市男女共同参画苦情処理委員 [略]</p> <p>様式第 3 号（第 6 条関係）</p> <p>調査開始通知書 [略]</p> <p>さいたま市男女共同参画苦情処理委員 [略]</p> <p>様式第 4 号（第 6 条関係）</p> <p>説明等依頼書</p>	<p>（調査しない申出）</p> <p>第 5 条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 4 7 年法律第 1 1 3 号）<u>第 1 3 条</u>の紛争の解決の援助の対象となる事項</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第 1 号（第 4 条関係）</p> <p>男女共同参画に関する施策の苦情申出書 [略]</p> <p><u>(あて先)</u> さいたま市男女共同参画苦情処理委員 [略]</p> <p>様式第 2 号（第 5 条関係）</p> <p>苦情申出に係る通知書 [略]</p> <p>さいたま市男女共同参画苦情処理委員 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第 3 号（第 6 条関係）</p> <p>調査開始通知書 [略]</p> <p>さいたま市男女共同参画苦情処理委員 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第 4 号（第 6 条関係）</p> <p>説明等依頼書</p>

<p>[略]</p> <p>さいたま市男女共同参画苦情処理委員</p> <p>[略]</p> <p>様式第 5 号（第 7 条関係）</p> <p>調査結果等通知書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市男女共同参画苦情処理委員</p> <p>[略]</p> <p>様式第 6 号（第 7 条関係）</p> <p>調査終了通知書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市男女共同参画苦情処理委員</p> <p>[略]</p> <p>様式第 7 号（第 8 条関係）</p> <p>勸告書</p> <p>意見表明書</p> <p>助言書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市男女共同参画苦情処理委員</p> <p>[略]</p> <p>様式第 8 号（第 9 条関係）</p> <p>措置報告書</p> <p>[略]</p> <p>(宛先) さいたま市男女共同参画苦情処理委員</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>さいたま市男女共同参画苦情処理委員 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第 5 号（第 7 条関係）</p> <p>調査結果等通知書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市男女共同参画苦情処理委員 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第 6 号（第 7 条関係）</p> <p>調査終了通知書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市男女共同参画苦情処理委員 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第 7 号（第 8 条関係）</p> <p>勸告書</p> <p>意見表明書</p> <p>助言書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市男女共同参画苦情処理委員 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第 8 号（第 9 条関係）</p> <p>措置報告書</p> <p>[略]</p> <p>(あて先) さいたま市男女共同参画苦情処理委員</p> <p>[略]</p>
--	---

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。